

障害者である職員の任免状況（令和6年6月1日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、障害者である職員の任免に関する状況を公表します。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（A）	障害者である職員の数（B）	実雇用率（B/A）	法定雇用率	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数
670人	19人	2.84%	2.8%	0人

※「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」は、常時勤務する職員の総数から、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める除外職員（消防職員等）数を除いた数です。

（短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満勤務）は0.5人換算）

※「障害者である職員の数」は、重度身体障害者等については1人を2人に換算し、短時間勤務職員については1人を0.5人に換算したものです。